

屋久島CO2フリーの島づくりサポーター登録要領

第1 趣旨

屋久島低炭素社会地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が、CO2フリーの島づくりの推進に積極的に取り組む者を「屋久島CO2フリーの島づくりサポーター」（以下「サポーター」という。）として登録し、その取組を紹介することにより、気運醸成を図るとともに、温室効果ガスの発生が抑制された低炭素社会の先進地的な地域として、県内外へ情報発信を行う。

第2 登録対象者

CO2フリーの島づくりの推進に取り組むことを宣言する個人や法人等

第3 登録条件

- 1 CO2フリーの島づくりの推進に向けて、自ら取り組むことや、CO2フリーの島づくりに関する情報を積極的に県内外に発信することが可能なこと。
- 2 CO2フリーの島づくりに関する取組に参加・協力が可能なこと。

第4 サポーターの役割

- 1 CO2フリーの島づくりに向けた自らの取組の推進
- 2 CO2フリーの島づくりに関する県内外への情報の発信
発信手段：ホームページ、ブログ、ツイッター、チラシ、研修会等
- 3 CO2フリーの島づくりに関する行政等の取組への参加・協力
協力内容：CO2フリーの島づくりに関する行政等の取組への参加
CO2フリーの島づくりに関する行政等の取組のチラシ等の設置
- 4 協議会事務局の求めに応じて、活動状況を報告することとする。

第5 協議会からサポーターへの情報提供等

- 1 CO2フリーの島づくりの取組内容、サポーター登録者の情報、各種イベント等のお知らせ等を行うものとする。
- 2 サポーターから報告のあった活動状況は、県のホームページや各種広報誌・広報番組等で広報する。

第6 申請方法

登録を希望する者は、「屋久島CO2フリーの島づくりサポーター登録申請書」（様式1）に必要事項を記入し、協議会事務局に提出する。

第7 申請期間

申請受付は、随時行うものとする。

第 8 審査及び登録

事務局は、受理した申請書の内容を審査し、登録条件を満たす申請者をサポーターとして登録するとともに、申請者に結果を通知するものとする。

登録は随時行うものとする。

第 9 登録証の交付

事務局は、登録されたサポーターに対し、登録証を交付する。

第 10 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合、サポーターは速やかに様式 1 により変更内容を事務局に提出するものとする。

第 11 登録の辞退

サポーターは、第 3 の登録条件に合致しなくなった場合、または登録の継続を希望しない場合は、「屋久島 CO2 フリーの島づくりサポーター登録辞退届出書」(様式 2) に登録証を添えて事務局に提出するものとする。

第 12 登録の取消し

事務局は、サポーターが登録基準を満たさないことが明らかになったときは、当該者の登録を取り消すことができる。

なお、取消しを受けたサポーターは速やかに登録証を返還するものとする。

第 13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。